

## 『R7年度 LPガス高騰対策緊急支援事業補助金』 Q&A (第7回追加募集)

### 1 申請手続き

- Q1-1 申請受付期間を教えてください。
- Q1-2 申請手続きに必要な申請要領等はどこで入手できますか。
- Q1-3 電子申請による手続きは可能ですか。
- Q1-4 具体的に、どのように申請手続きを進めればよいのか教えてください。
- Q1-5 売上高の根拠となる書類の売上台帳は、手書きのものでもよいのでしょうか。
- Q1-6 補助上限額の算定における「令和4年4月から令和7年9月までの15.44か月分のLPガス使用量」はどのように計算されるのでしょうか。
- Q1-7 補助上限額の算定においてkgと $m^3$ のどちらの単位を使用すれば良いですか。
- Q1-8 オートガス等でL(リットル)単位でLPガスを購入している場合どのように入力すれば良いですか。
- Q1-9 LPガスを中圧のまま減圧せずに利用しているが、その場合でも補助単価は17円/ $m^3$ になりますか。
- Q1-10 月の途中が締め日となっている場合、どのように算定表に入力すれば良いですか。
- Q1-11 本事業への申請回数に制限はありますか。
- Q1-12 交付の可否はどのようにして知ることができますか。
- Q1-13 申請してから支払いまではどれくらいの時間がかかりますか。

### 2 補助対象者

- Q2-1 本事業の対象となる中小企業の範囲を教えてください。
- Q2-2 本事業の補助対象者は中小企業(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に定めるもの又はこれらを構成員とする団体若しくはこれらに準ずるもの)とありますが、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団法人・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、農業法人(会社法の会社又は有限会社に限る)又は有限責任事業組合(LLP)は資本金又は従業員の基準を満たせば中小企業基本法上の中小企業に該当しますか。
- Q2-3 個人の農林水産畜産事業者は対象となりますか。
- Q2-4 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に関する中小企業も対象になりますか。
- Q2-5 売上高の減少に関する要件を教えてください。
- Q2-6 売上高には雑収入等も含まれますか。
- Q2-7 付加価値額について詳しく教えてください。
- Q2-8 申請前に個人事業者から「法人成り」した企業は本事業に申請できますか。また、申請前に事業承継を受けた個人事業主は本事業に申請できますか。申請できる場合、どのような書類を提出すればよいですか。
- Q2-9 申請前に農事組合法人から組織変更した株式会社は本事業に申請できますか。また、申請できる場合、どのような書類を提出すればよいですか。
- Q2-10 業務用のLPガスを使用しており、新潟県一般家庭向け支援補助金で値引きを受けましたが、本補助金の対象になりますか。
- Q2-11 店舗併用住宅でLPガスを使用している場合、本補助金の対象になりますか。

## 1 申請手続き

### Q1-1 申請受付期間を教えてください。

---

申請受付期間は以下のとおりです。

第7回追加募集 受付開始：令和8年2月16日（月）  
受付期限：令和8年3月13日（金）必着

※予算額に達した場合は、事務局で申請を受け付けたものから先着順で採択します。

### Q1-2 申請手続きに必要な申請要領等はどこで入手できますか。

---

下記の新潟県ホームページからダウンロードしてください。

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/sogyosuishin/20250630lpgasshien.html>

### Q1-3 電子申請による手続きは可能ですか。

---

本事業における申請手続きでは、いわゆる「紙ベース」での申請書類の作成をお願いしており、例えばGビスIDプライムのような電子申請システムによる手続きは採用しておりません。

ただし、書類の作成に当たっては、文字の読み間違いや修正の手間などを極力なくす観点からも、原則として、ワープロソフト等の使用を推奨します。

### Q1-4 具体的に、どのように申請手続きを進めればよいのか教えてください。

---

- ① 提出書類の「（別記第2号様式）事業者要件の確認及び補助額算定書」を入力し、自分が補助対象者であるか確認してください。
- ② 上記①で補助対象者であることを確認した後、申請書類を作成し事務局（新潟県LPガス協会）へ郵送もしくは持参によりご提出ください。
- ③ 申請書提出後、必要に応じて事務局から書類の修正や追加の資料を求められる場合がありますのでご対応ください。

### Q1-5 売上高の根拠となる書類の売上台帳は、手書きのものでもよいのでしょうか。

---

対象となる年月が明記されており、当該対象月の売上高がわかる資料であれば結構です。（通常業務で使用しているものを提出してください。）

### Q1-6 補助上限額の算定における「令和4年4月から令和7年9月までの15.44か月分のLPガス使用量」はどのように計算されるのでしょうか。

---

始期と終期が令和4年4月から令和7年9月の間の連続する任意の26か月分のLPガス使用量に15.44/26を乗じることで15.44か月分の使用量を算出します。

また、複数の支店・営業所等で個別に契約をしている場合は、それぞれの使用量を合算して構いません。

**Q1-7 補助上限額の算定においてkgとm<sup>3</sup>のどちらの単位を使用すれば良いですか。**

---

工業用は円/kg、業務用（メーター）は円/m<sup>3</sup>を想定しています。お手元の納品書や検針伝票をご覧ください、どちらの単位が使用されているかご確認ください。

業務用と工業用両方のLPガスを契約し、事業活動で使用している場合は、それぞれの補助額を合算して申請が可能です。

合算して申請する場合は、「（参考資料）工業用LPガスの使用量」、「（参考資料）業務用LPガスの使用量」をそれぞれ作成してください。

**Q1-8 オートガス等でL(リットル)単位でLPガスを購入している場合どのように入力すれば良いですか。**

---

オートガス等でL(リットル)単位でLPガスを購入している場合は、石油ガス税法の取り扱いに則り、1L(リットル)あたり0.56kgと換算して補助額の算定を行ってください

**Q1-9 LPガスを中圧のまま減圧せずに利用しているが、その場合でも補助単価は17円/m<sup>3</sup>になりますか。**

---

中圧のまま減圧せずガスを利用している場合は、供給圧力に応じて低圧並みの利用料に換算して補助額を算出します。換算方法については事務局へお問い合わせください。

**Q1-10 月の途中が締め日となっている場合、どのように算定表に入力すれば良いですか。**

---

月の締め日が属する月に、当該請求書の使用量を計上してください。  
例) 毎月20日締めの場合、3/21~4/20分の請求分(使用量)を4月分として計上。

**Q1-11 本事業への申請回数に制限はありますか。**

---

本補助金を受けることができるのは、金額の多寡にかかわらず、1事業者につき1回までです。複数の屋号を使用している個人事業主、複数の部門や事業部等を有する法人も、申請は1回のみです。

ただし、第6回の募集(令和7年9月30日)までに申請を行った事業者については、第7回追加募集における補助上限との差額分について再度申請可能です。(追加申請を希望される事業者は、事務局へご連絡ください。)

※令和4年4月から令和7年9月までの期間を対象とする支援は、本募集をもって終了しますので、ご了承ください。詳細は事務局へご確認ください。

**Q1-12 交付の可否はどのようにして知ることができますか。**

---

申請者全員に対して、交付決定または不交付決定の結果をメール又は書面で通知します。

なお、審査結果の内容についての問い合わせには応じられません。

**Q1-13 申請してから支払いまではどれくらいの時間がかかりますか。**

---

申請を受け付けたものから随時審査を行い、おおむね1か月程度で交付決定または不交付決定の結果を通知する予定です。

その後、交付決定事業者には、交付決定から20日程度で補助金を支払います。

ただし、申請書の受付状況によっては、結果の通知に1か月以上の時間を要する場合があります。可能な限り迅速な審査を行いますが、あらかじめご了承のうえ、申請願います。

また、補助金は経理上、支払い額の確定を受けた事業年度における収益として計上するものであり、法人税・所得税の課税対象となります。（詳細については、税務署にお問い合わせください。）

## 2 補助対象者

### Q2-1 本事業の対象となる中小企業の範囲を教えてください。

県内に主たる事業所を置く中小企業（中小企業基本法第2条に定める中小企業、またはこれらを構成員とする団体若しくはこれらに準じるもの）が対象になります。  
具体的な中小企業の範囲は以下の表のとおりであり、個人事業主も対象となります。

業種	資本金	従業員数
		(常勤)
製造業、建設業、運輸業	3億円	300人
卸売業	1億円	100人
サービス業 (ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く)	5,000万円	100人
小売業	5,000万円	50人
ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円	900人
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円	300人
旅館業	5,000万円	200人
その他の業種(上記以外)	3億円	300人

※資本金及び従業員数については、どちらか一方を満たせばよい。

なお、「中小企業を構成員とする団体若しくはこれらに準ずるもの」としては、以下のようなものを想定しています。

・事業協同組合、企業組合、協業組合 など

※詳細については、個別にご相談ください。

### Q2-2

本事業の補助対象者は中小企業（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に定めるもの又はこれらを構成員とする団体若しくはこれらに準ずるもの）とありますが、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団法人・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、農業法人（会社法の会社又は有限会社に限る）又は有限責任事業組合（LLP）は資本金又は従業員の基準を満たせば中小企業基本法上の中小企業に該当しますか。

農業法人（会社法の会社又は有限会社に限る）を除き、中小企業基本法上の「会社」に該当しないと解されることから中小企業基本法上の中小企業者に該当しないものと解されます。

### Q2-3 個人の農林水産畜産事業者は対象となりますか。

対象となります。

ただし、系統出荷による収入のみである事業者は除きます。

**Q2-4 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に  
関係する中小企業も対象になりますか。**

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項及び同条第13項第2号により定める事業等に該当する事業者は補助対象になりません。

**Q2-5 売上高の減少に関する要件を教えてください。**

売上高の減少に関する要件は以下のとおりです。

エネルギー・原材料価格高騰による経済社会活動の変化により、令和4年1月以降の任意の1か月の売上高、粗利益、付加価値額のいずれかが、令和元(平成31)年～令和3年の同月と比較して5%（付加価値額の場合は10%）以上減少していること。

※付加価値額とは、営業利益、人件費、減価償却費を足したものをいいます。  
（詳細はQ2-7）

※粗利益とは、売上高から売上原価を引いたものをいいます。

**Q2-6 売上高には雑収入等も含まれますか。**

売上高には、雑収入や家事消費等は含みません。

**Q2-7 付加価値額について詳しく教えてください。**

本事業における付加価値額とは、下記、営業利益、人件費、減価償却費を足したものをいいます。（丸数字は所得税青色申告決算書の該当番号です。）

【営業利益】法人：売上高－（売上原価＋販売費及び一般管理費）  
個人事業主：③差引金額＋⑫利子割引料

【人件費】

（法人の場合）以下の各項目の全てを含んだ総額

- ・売上原価に含まれる労務費（福利厚生費、退職金等を含んだもの）
- ・一般管理費に含まれる役員給与、従業員給与、賞与及び賞与引当金繰入れ、福利厚生費、退職金及び退職給与引当金繰入れ
- ・派遣労働者、短時間労働者の給与を外注費で処理した場合のその費用  
（ただし、これらの算出ができない場合においては、平均給与に従業員数を掛けることによって算出してください。）

（個人事業主の場合）所得税青色申告決算書（損益計算書）上での以下の費目  
福利厚生費＋給料賃金（⑱＋⑳）

※個人事業主の付加価値額算定では、人件費の構成要素である⑳専従者給与（＝ご家族の方等のお給料）および㉑青色申告特別控除前の所得金額（＝事業主個人の儲け）の2項目を「人件費」に算入せずに計算します。

【減価償却費】期中に購入した設備等の減価償却費については、購入した日から決算日まで毎月数で按分した金額に基づき算出してください。

**Q2-8** 申請前に個人事業者から「法人成り」した企業は本事業に申請できますか。  
また、申請前に事業承継を受けた個人事業主は本事業に申請できますか。  
申請できる場合、どのような書類を提出すればよいですか。

---

申請前に個人事業者から「法人成り」した企業も申請は可能です。  
また、申請前にいわゆる「個人成り」(※法人形態から個人事業主へ戻すこと)を行なった個人事業主や、「個人間の事業承継」を受けた個人事業主の方も、申請は可能です。

申請に当たっては、以下の書類の提出をお願いします。

**【法人成りの場合】**

- ①個人事業者としての売上高の根拠となる書類
- ②個人事業の開業・廃業届出書
- ③法人設立届出書又は履歴事項全部証明書
- ④法人設立後の売上高の根拠となる書類

**【個人成りの場合】**

- ①法人としての売上高の根拠となる書類
  - ②個人事業の開業・廃業届出書
  - ③個人事業者としての売上高の根拠となる書類
- ※②において「事業の引き継ぎを受けた場合」の記載(受けた先の住所・氏名の記載等)がない場合は、商工会議所または商工会にご相談ください。

**【個人間の事業承継の場合】**

- ①承継前の個人事業者としての売上高の根拠となる書類
- ②個人事業の開業・廃業等届出書、又は事業開始等申告書等の地方公共団体への届出書、開業日・所在地・代表者・業種・書類提出日の記載がある公の発行する書類
- ③承継後の個人事業者としての売上高の根拠となる書類

**Q2-9** 申請前に農事組合法人から組織変更した株式会社は本事業に申請できますか。  
また、申請できる場合、どのような書類を提出すればよいですか。

---

法律の規定により組合から組織変更した株式会社も、申請は可能です。

申請に当たっては、以下の書類の提出をお願いします。

- ①組織変更前の組合の売上高の根拠となる書類
- ②履歴事項全部証明書

**Q2-10** 業務用のLPガスを使用しており、新潟県一般家庭向け支援補助金で値引きを受けましたが、本補助金の対象になりますか。

---

新潟県一般家庭向け支援補助金で値引きを受けている事業者も、本補助金の申請が可能です。

**Q2-11** 店舗併用住宅でLPガスを使用している場合、本補助金の対象になりますか。

---

店舗で使用しているLPガス使用量のみ補助対象の使用量として認められます。  
店舗と住宅の使用量を合算した請求書等になっており、使用量を区分できない場合に限り、当該請求書等に記載の使用量をまとめて補助対象使用量として申請できます。